

## 総務委員会請願・陳情一覧表

○新規分3件 (請願1件、陳情2件)

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要 旨	紹介議員	採 否	委員会の 意 見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
請願第9号 (19.12.3)	岡山市住吉町2-35 教育会館 ゆきとどいた教育を もとめる岡山県民の会 会長 和泉 かよ子 署名者25,301人	私学助成を大幅にふや すことを求めること について	武田 赤坂 森脇				
陳情第33号 (19.9.19)	真庭郡新庄村2070-2 深田 聡美	消防団及び消防団活動 について					
陳情第47号 (19.12.5)	岡山市住吉町2-35 岡山県教育会館内 岡山県私学助成をす める会 会長 小橋 操	父母負担の公私格差是 正や私学の地域教育へ の貢献のために私学助 成について格別の配慮 を求めることについて					

# 請願・陳情

平成19年12月18日

総務委員会

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
請願第9号 (19.12.3)	岡山市住吉町2-35 教育会館 ゆきとどいた教育を もとめる岡山県民の会 会長 和泉 かよ子 署名者 25,301人	私学助成を大幅にふや すことを求めること について	武田 赤坂 森脇				

[請願の内容]

(請願趣旨)

私学助成を大幅にふやしていただきたい。

(請願理由)

私立高校は、県内の教育の発展に重要な役割を果たしてきた。岡山県においては、高校進学希望者の約3割が私立高校に進学している。私立高校進学者の中には、当初から私立高校を希望して進学している生徒もいるが、生徒募集定員の公私比率が7対3に設定されているもとの、公立高校を希望しながら、やむなく私

立高校に進学する生徒も少なからず存在している。

しかし、私立高校の初年度納付金は、公立高校の4倍を超えており、高学費のもとで、就学を継続することが困難になっている生徒もふえている。公教育に果たす私立高校の重要な役割を踏まえ、教育の機会均等を保障する上で、父母負担と教育条件の公私格差を解消することが求められている。そのためには、私学助成の大幅な増額と、授業料一律助成の新設、就学保障制度の充実など、制度の拡充が必要だと考える。

すべての子供に行き届いた教育を進めるために、私学助成を大幅にふやすよう、25,301人の署名を添えて請願する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

私学助成については、私立学校の教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、その充実に努めてきたところであり、また、経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対しては、従来から授業料減免制度や各種奨学金制度の活用などにより支援しているところである。

また、本県の厳しい財政状況のもとでは、私学助成の大幅な増額は困難であるが、私学教育の重要性に鑑み、今後とも適切に対応してまいりたい。なお、運営費助成を行っている中で、授業料一律助成の新設は困難である。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第33号 (19. 9. 19)	真庭郡新庄村2070-2 深田 聡美	消防団及び消防団活動 について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

消防団は、消防署を充実できない地方の地域社会の中では、欠かせない存在である。しかし、その一方でさまざまな問題を抱えていることも事実であり、近年の団員の減少もそこに原因があると感じている。消防団のあり方について、ぜひ改善を検討していただくようお願いする。(文章中の数字や事例などは、陳情者の住居である自治体で実際に行われているものである。)

(陳情事項)

1 地方公務員法及び消防組織法によると、消防団員は、非常勤の特別職公務員であるはずだが、ボランティアや犠牲的集団などの言葉でもって、その立場をあいまいなものに濁されている。入団時にも報酬や退職金、障害保障金などについての説明は一切なく、活動時の個人あての手当ても全くない。

周知のとおり、ボランティアという英語は、自発的に行うという意味だが、入団は半強制的で退団を希望しても許可されない。

曲がりなりにも準公務員である消防団員に対して、活動時の手当てや退職金などは明白にされるべきであり、個々の団員に「手当」として支払われるべきである。

2 団員の中から強制的に選出される操法大会出場者は、大会の10カ月も前から週1回から数回にわたる練習を強いられる。仕事を抱えながら、この練習に参加するのは体力的かつ物理的に非常に厳しいものがある。また、自営業を営む者にとっては、就業時間を削られ、収入減少に直結する切実な問題であるにもかかわらず、何ら補償はされない。

操法練習は、ポンプ車や小型ポンプなどの操作を覚える上で重要だが、大会に向けた練習内容を身近で見ていると、形をきれいにする、そろえるなど、災害現場では実践的ではないことに多くの時間が費やされている。

操法大会に情熱を傾けている方たちがいるのは十分理解できる。それであれば、大会には希望者だけが出場すべきであり、一般の団員に実践的ではない長時間の練習を強いるべきではない。少なくとも、団員の収入減少につながるような事態をなくすべきである。

また、一般の団員は、大会向けの練習に膨大な時間

を費やすのではなく、プロの消防職員の研修を受けるなど、実践的な技術を身につけるべきである。

3 操法練習は週2回あるが、毎回練習後に、夜中まで参加団員で飲食を行っている。これは、制服着用のみで消防機庫内にて行われている。食材費及びビールなどの酒類は団員が負担するのではないので、恐らく公費、つまり税金が使われているものと思われる。この飲食費は、練習参加団員への「報酬」に当たるとは思えないが、頻繁な会合や飲酒を好まない団員にとっては、報酬どころか苦痛でしかない。その一方で、同じ自治体内でも練習後の飲食を行わない分団があるが、この分団への「報酬」がどうなっているか説明がされていない。

団員の飲食については、同じ釜の飯を食うことによって結束を高め、緊急時に対応できる団結力を養成するという理由を聞くことがある。しかし、それほど頻繁に飲食をともしなければ共同作業ができないのであれば、役所の職員は緊急災害時に協調して作業ができないのかということになる。

自治体ごとの消防団の予算と決算を明白にし、住民に公表すべきである。消防団に関しては、公費を飲食費に回すことがいまだに行われているが、現在の時勢に照らし合わせてみると、公共の防災費として使われるべき公費(税金)を個人の飲食費として消費するのは、異常な事態であると言わざるを得ない。特にこの点を冷静に考えていただきたい。

この陳情書は、消防団を否定するものではない。先に書いたように、地方の自治体にとって、消防団は必要なものであるからこそ、その活動内容や予算の使い方などを明確にし、住民の納得いくものにしてほしいと思う。

また、操法大会に向けての練習などで、仕事や家族、自分の時間を犠牲にすることを強いるようでは、現代の若い人たちはますます入団しなくなる。

阪神大震災以来、災害が起こるたびに多くのボランティアが駆けつけ、無償で活動しているニュースを目にするようになったが、これはその活動に価値を見出しているからである。消防団に団員が集まらないのは、現在の消防団を見ていて、価値を見出せないからではないだろうか。

ぜひ、消防団のあり方について、議会で検討していただくよう、陳情する。

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神のもと、消防組織法が定める市町村消防の原則に基づき、市町村がその条例により設置している機関である。

したがって、そのあり方については、原則として市町村において検討されることが適切であると考えている。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第47号 (19.12.5)	岡山市住吉町2-35 岡山県教育会館内 岡山県私学助成をすすめる会 会長 小橋 操	父母負担の公私格差是正や私学の地域教育への貢献のために私学助成について格別の配慮を求めることについて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

県下の私立高校は、地域の教育の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかし、初年度納付金は公立高校の4倍を超えており(3年間平均では約3倍)、父母負担と教育条件の公私格差の縮小がなされる必要がある。また、経済的事由のため就学を継続することが困難になっている生徒に対する措置の充実も必要である。

特に、来年度からの私学助成制度改変により、地域教育への責任を果たすことが困難となる私学が出てくるおそれもある。

私ども、岡山県私学助成をすすめる会は、先日12月3日に、私学助成の充実を求める約20万名の請願署

名を提出した。

については、私学助成の充実と私学の地域教育への貢献のために、次の事項を実現していただくよう要請する。

(陳情事項)

- 1 学校法人等運営費補助金(私学助成)について、格別の配慮をしていただきたい。
- 2 私学助成制度の激変を避け、すべての私学が地域の教育の発展に貢献できるようにしていただきたい。
- 3 家計急変生徒への就学保障制度を充実していただきたい。

執行部意見

(総務部総務学事課)

- 1 私学助成については、国に対して、地域の実情に対応した私学振興の積極的な展開のための支援等について提案をしているところであり、厳しい財政状況ではあるが、私学教育の重要性に鑑み、今後とも努力してまいりたい。
- 2 私学助成制度については、本年8月の私学助成制度検討委員会の提言を踏まえ、平成20年度から、公立学校をモデルとして補助金額を算出する標準的運営費方式を導入したいと考えている。また併せて、制度変更に伴う経過措置や、私立学校の地域における存在意義や役割に配慮した助成措置を検討しているところである。
- 3 経済的理由により就学に支障をきたす生徒に対しては、従来から授業料減免制度や各種奨学金制度の活用などにより支援しているところである。  
また、保護者の解雇、破産又は倒産に伴う家計急変による経済的理由から、授業料の納付が困難となった生徒に対する修学奨励のため、平成12年度から授業料全額免除制度を設けているところであり、今後とも所要額の確保に努めてまいりたい。